

仕様書等に関する質問回答

(令和5年1月30日公告分)

業 務 名		明石クリーンセンター余剰電力売却（単価契約）
1	質 問	本契約には電気価値に加えて、非化石価値も付帯している理解でよろしいでしょうか。 この場合、非化石価値の証書化手続きの役割分担はどのようになりますでしょうか。 なお、受注者にて非化石価値申請を実施する場合、必要な手続きにおいてご協力いただける認識でしょうか。
	回 答	市では非化石証書は発行しません。受注者にて非化石証書を発行された場合は、非化石価値は受注者に帰属します。また、必要な手続きにつきましては契約締結後、協議させていただきます。
2	質 問	契約期間において、一般送配電事業者の計量器検定期間満了などによる、受注者の事情によらない工事費負担金が発生する工事の予定はございますでしょうか。 また、予定有の場合、時期と概算金額についてお教えいただけますでしょうか。
	回 答	受注者負担となる、工事の予定はありません。
3	質 問	請求スケジュールについて、受注者より「受給電力量のお知らせ」受領した後の、貴市による請求書発送までのスケジュールおよび、支払期日についてお教えいただけますでしょうか。
	回 答	「受給電力量のお知らせ」受領した後、速やかに調定及び納付書を作成いたします。支払期日は調定の日から20日後です。
4	質 問	契約保証金に関して、明石市契約規則第25条に該当する場合は、免除等を行う場合があると認識しておりますが、弊社が該当するか、といった点に関しては入札までに事前に個別認識をすればご回答いただけますでしょうか。
	回 答	開札後、落札業者に対して免除可能か審査いたします。
5	質 問	契約期間における各月毎の発電予定電力量についてデータ提供を願えますでしょうか。
	回 答	別紙1のとおりです。
6	質 問	契約保証金の支払期日についてお教えいただけますでしょうか。
	回 答	令和5年2月22日です。
7	質 問	契約書第11条バイオマス比率の提供について、毎月いつ頃ご提供いただけるかスケジュールを教えてくださいいただけますでしょうか。
	回 答	当月分を翌月の10日頃に提供いたします。

8	質 問	暴力団排除に関する誓約書について、事前に様式を確認させていただくことは可能でしょうか。
	回 答	入手方法は応募案内に記載のとおりです。
9	質 問	契約保証金の納入期限はいつでしょうか。
	回 答	回答6をご覧ください。
10	質 問	契約保証金の支払いは納付書払いでしょうか。その場合、紙が手元に届く予定日はいつでしょうか。
	回 答	契約保証金の支払いについては納付書払いの他に履行保証保険等によるものも可能です。納付書払いを希望される場合は納付書の作成が必要となりますので落札後、速やかに資源循環課までご連絡ください。
11	質 問	昼間時間帯は「平日の午前8時～午後10時（ただし重負荷時間帯を除く）」と定義される場合もありますが、本件における昼間時間帯は、仕様書の通り「夏季以外の平日の午前8時～午後10時」であり、夏季には昼間時間帯は無いということで間違いないでしょうか。
	回 答	間違いありません。
12	質 問	予定売電量を提出できる単位でかまいませんのでご提出いただけないでしょうか。（30分単位／1時間単位／日単位／月別／区分別時間帯別） 定量の発電であれば、月間予定売電量および、代表月と売電停止月の予定売電量のみで問題ございません。
	回 答	別紙1のとおりです。
13	質 問	直近過去1年間の30分毎または1時間毎の余剰電力量をEXCELデータでご提出可能でしょうか。 定量の発電であれば、月間余剰電力量および、代表月と売電停止月の余剰電力量のみで問題ございません。
	回 答	別紙2のとおりです。
14	質 問	契約保証金の代わりとして銀行保証の提出は、契約保証金の免除になりますか。
	回 答	なります。
15	質 問	発電設備の年間運転停止計画をいただけないでしょうか。
	回 答	別紙1のとおりです。

16	質 問	入札書 - 3 の金額算出について、時間帯区分ごとに四捨五入を行い、合計するということよろしいでしょうか。
	回 答	お見込みのとおりです。
17	質 問	契約保証金につきまして、納付期限はいつでしょうか。 また、保証の方法につきましては、銀行保証は可能でしょうか。
	回 答	回答 6 及び 1 4 をご覧ください。
18	質 問	定修期間等あれば、教えていただけますでしょうか。
	回 答	別紙 1 のとおりです。
19	質 問	電気と非化石価値セットでの入札という認識でよろしいでしょうか。
	回 答	お見込みのとおりです。
20	質 問	落札した場合、計量器の交換に関するお支払につきましては弊社と貴社のどちらになりますでしょうか。
	回 答	当市負担となります。
以下、質問はありません。		